(2)　当該発行者が本邦においてその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の算定基準日における券面総額又は振替社債（社債、株式等の振替に関する法律第六十六条に規定する振替社債をいう。(3)において同じ。）の総額が二百五十億円以上であること。

(3)　当該発行者が本邦において発行日以前五年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が百億円以上であること。

（資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第四十七条を次のように改める。

第四十七条　削除

第百十三条第三号ロ中「第百二十二条第一項第二号」を「第百二十三条第一項第二号」に改め、同号ハ中「第百二十二条第一項第三号」を「第百二十三条第一項第三号」に改め、同条第四号イ中「第百二十二条第二項第一号」を「第百二十三条第二項第一号」に改め、同号ロ中「第百二十二条第二項第二号」を「第百二十三条第二項第二号」に改める。

別紙様式第十三号6(1)記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1．本表は、当期末現在で残存する証券、借入れについて、各発行ごと、借入れごとに記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、この書面の次に添付すること（なお、この場合には、様式の記載内容に加えて、各証券、各借入れごとの当初調達額及び期末残高の小計を記載すること。）。

2．「発行・借入れ時期」は、○年○月と記載すること。

3．「うち外国投資家保有額」は、当初調達額のうち非居住者（所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者をいう。）又は外国法人（同項第七号に規定する外国法人をいう。）からの資金調達額を記載すること。

4．「募集方法」は、公募（金融商品取引法第2条第3項第1号又は第2号）、プロ私募（同号イ）又は少人数私募（同号ロ）のいずれかを記載すること。

5．「格付の内容」は、格付を取得している場合、当期末現在の格付及び当該格付を行った格付機関名を記載すること。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二号ロ中「であって、指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。ロ及びニにおいて同じ。）から金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付が付与されたイ(1)から(4)までに掲げるものと同等以上に安全に運用できるもの」を削り、ホにおいて同じ」を「債券をいう」に、「ホ及びト」を「ホ」に、「以外の有価証券等であって、二以上の指定格付機関から金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付が付与されたイ(1)から(4)までに掲げるものと同等以上に安全に運用できるもの又は当該格付が付与されたイ(1)から(4)までに掲げるものと同等以上に安全に運用できるものをいう。ホにおいて同じ」を「を除く」に改め、同号中ホ及びヘを削り、トをホとする。

別紙様式第二十号中「○○財務（支）局長」を「金融庁長官」に改める。

（投資信託財産の計算に関する規則の一部改正）

第八条　投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項第二号ロ中「であって、取得時において二以上の指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。ロ及びニにおいて同じ。）から金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付が付与されたイ(1)から(4)までに掲げるもの又は当該格付が付与されたイ(1)から(4)までに掲げるものと同等以上に安全に運用できるもの」を削り、同号ニ中「適格有価証券等（次に掲げる有価証券等以外の有価証券等であって、二以上の指定格付機関から金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付が付与されたイ(1)から(4)までに掲げるもの又は当該格付が付与されたイ(1)から(4)までに掲げるものと同等以上に安全に運用できるものをいう。ホ及びヘ」を「有価証券等（次に掲げる有価証券等を除く。ホ」に改め、同号ニ(2)中「。ヘにおいて同じ」を削り、同号ニ(3)中「及びチ」を削り、同号ニ(4)中「（くにおいて「特定指定金銭信託」という。）」を削り、同号ホ中「適格有価証券等」を「有価証券等」に改め、同号ヘ及びトを削り、同号チ中「法人等」を「法人その他の団体」に改め、同号チを同号ヘとし、同条第二項中「前項の場合」を「前項各号に掲げる投資信託財産」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、平成二十二年十月一日から施行する。ただし、第五条から第八条までの規定は、平成二十三年一月一日から施行する。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「新開示府令」という。）第二号様式（新開示府令第十二号様式及び第十二号の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第二号の三様式、第二号の四様式、第二号の五様式、第二号の六様式、第七号様式（新開示府令第九号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第七号の二様式、第七号の三様式、第七号の四様式、第十一号の二の二様式、第十二号様式（新開示府令第十一号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第十四号の四様式及び第十五号様式（新開示府令第十四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）は、平成二十三年一月一日（以下「適用日」という。）以後に提出する有価証券届出書（金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち同法第五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定によるものをいう。以下この条、附則第四条及び附則第六条において同じ。）、発行登録書（同法第二十三条の三第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録書をいう。以下同じ。）及び発行登録追補書類（同法第二十三条の八第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録追補書類をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に提出される有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類については、なお従前の例による。

第三条　適用日前に提出した発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書（金融商品取引法第二十三条の四（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する訂正発行登録書をいう。以下同じ。）を含む。）に係る発行登録追補書類を適用日以後に提出する場合において、当該発行登録追補書類を新開示府令第十二号様式、第十二号の二様式及び第十五号様式により作成するときは、同様式記載上の注意中「当該事項の記載を省略することができる」とあるのは「当該事項の記載を省略することができる。なお、この場合であっても、信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(13)の1に準じた記載を省略することはできない」に読み替えるものとする。